# 会 社 標 本 調 査 の 概 要

## 1 沿 革

会社標本調査は、昭和26年分から始まり、以後毎年実施しており今回が第56回目に当たる。

なお、調査結果は、初回から「国税庁統計年報書」に掲載されてきている。更に、昭和38年分の調査からは調査結果に基づき「税務統計から見た法人企業の実態」として、 法人企業の総数、資本金、営業収入金額等について、若干の解説を加えて公表している。

#### 2 目 的

この調査は、我が国の法人企業について、資本金階級別や業種別にその実態を明らかにし、併せて租税収入の見積り、税制改正及び税務行政の運営等の基礎資料とすることを目的としている。

## 3 特 色

この調査の特色は次のとおりである。

- (1) 中小法人についても調査しており、いわゆる法人組織である企業の全体を網羅していること。
- (2) 法人の決算額ではなく、税務署に提出した法人税の確定申告書の計数(税務署及び国税局が法人の調査を行ったものについては、それによって得た計数)に基づいていること。

## 4 調査の対象

(1) 調查対象法人

内国普通法人(休業及び清算中の法人、中間法人並びに特殊な法人を除く。)を 調査対象としている。

(2) 調査対象事業年度

平成18年2月1日から平成19年1月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度(この間に事業年度が2回以上終了した法人にあってはその全事業年度)を対象として、平成19年6月30日現在でとりまとめている。

(参考) 内国普通法人

調査対象法人 活動中の次の法人 会社社社社会会会組会会会組会会会組会会会組会会会組会会会組会会会組会会会組会会	中間法人 特殊な法人 日本銀行 証券取引所(2か所) 商品取引所(7か所)	外国法人 公共法人 公益法人等 (法人税法別表第 公益法人等 (法人税法別表第 (三に掲げる法人) 人格のない社団等
休業	き・清算中の	法 人

## 5 調査の方法

この調査は、調査対象法人について、資本金階級別・業種別等に一定の抽出率で標本法人を抽出し、税務署に提出された対象事業年度分の法人税の確定申告書等に基づいて調査したものである。

なお、調査票は、税務署及び国税局において作成後、国税庁にて集計した。

(参考1)資本金階級別等の平均抽出率を計算すると、次のとおりである。

	区分	平均抽出率
会 社 等	資本金 500万円未満	1.1 %
	" 500万円以上 1,000万円未満	1.2 %
	″ 1,000万円以上 5,000万円未満	1.3 %
	7 5,000万円以上 1億円未満	5.0 %
	ッ 1億円以上 10億円未満	7.8 %
	″ 10億円以上	100.0 %
企業組合		39.8 %
相互会社		100.0 %
医療法人		3.0 %
	全 法 人 の 平 均	1.7 %

- (注) 1 全体の標本法人数は、49,421社である。
  - 2 平均抽出率は、資本金階級別等の法人数に対する単純平均である。
  - 3 連結法人は全数を抽出した。

#### 6 用語の説明

- (1) 年 分 調査対象期間をいう。
- (2) 事業年度 法人の決算期間をいう。
- (3) 資本 金 事業年度末(調査対象期間中に2回以上事業年度末が到来した 法人については、最終事業年度末)現在の払込済資本金額(資本 積立金額は含まない。)又は出資金をいう。

なお、相互会社については実態に即して、便宜的に資本金100 億円の階級として集計している。

- (4) 営業収入金額 営業及びこれに付随するものから生じた売上げ又は収入金額 をいい、営業に直接関係のないもの(例えば、受取利息や資産の 売却益、雑収入等)は含まない。
- (5) 申告所得金額 法人が税務署に提出した法人税の確定申告書、連結確定申告書 又は修正申告書に記載された所得金額又は連結所得金額をいう。
- (6) 調査所得金額 平成19年6月30日までに、その法人についての税務調査が終了した場合は、調査後の所得金額又は連結所得金額を、また、それ以外の場合は申告所得金額をいう。

なお、単に「所得」又は「所得金額」という場合、この「調査 所得金額」のことをいう。

- (注) 所得金額は、法人税法等に基づくものであり、法人の公表 決算書等に記載された当期損益額に、例えば、次のようなも のを加減算したものをいう。
- ○加算 ・減価償却の償却限度超過額
  - 各種引当金の繰入限度超過額
  - ・損金に算入した法人税、都道府県民税、市町村民税 (加算税、加算金、延滞税を含む。)
  - ・交際費等、寄附金のうち損金不算入額
- ○減算 ・減価償却の当期認容額
  - ・納税充当金から支出した事業税等の金額
  - ・受取配当等の益金不算入額
  - 繰越欠損金の当期控除額
- (7) 算出税額 所得金額に所定の税率を乗じて算出した税額をいう。
- (8) 法 人 税 額 算出税額に課税留保金額に対する税額などを加算し、所得税額、外国税額などを控除した後のいわゆる納付すべき法人税額をいう。
- (9) 役員賞与 法人が計上した役員賞与(税法上役員の賞与と認められるものを含む。)をいう。
- (10) その他の社外 益金処分の対象となる金額のうち、社内留保、役員賞与、支払 流 出 配当及び法人税額を除いたもので、当期分の都道府県民税額及び 市町村民税額等をいう。

- (11) 留 保 金 額 当期末の利益積立金額から期首の利益積立金額を控除した金額 (社内留保) をいう。
- (12) 益金処分に充 社内留保に社外流出を加えたものをいう。 てられた総額

(参考)

						役	員		賞	与	
				益		支	払	Ī	西己	当	
			金	社	法	法	人	税	額		
				処		人	所	得	税	額	
所	得	金	額	分	Hal	税	外	玉	税	額	<sub>そ</sub>
				に	外	交際費等の損金不算入額					0
				充		寄附金の損金不算入額				他	
						て	流	地		方	
				Ġ		そ		0		他	外
				れ	出	1 (	3大役員幸		<i>→ 6</i> + →	, to T	流出
<ul><li>・受取配当等の益金不算入額</li><li>・繰越欠損金の当期控除額</li><li>等</li></ul>			た			役員給与		小算人	(額)		
			総		使途不明金				]]		
			額		U D	算税		等	<u> </u>	´	
				_	社		内	留		保	

- (13) 指定寄附金 国又は地方公共団体に対する寄附金及び財務大臣が指定して告示した寄附金をいう。
- (14) 特定公益増進 公共法人、公益法人等のうち教育又は科学の振興、文化の向上、 法人寄附金 社会福祉への貢献に著しく寄与する法人への寄附金のうち、主た る目的である業務に関連する寄附金をいう。 (例)日本赤十字社、財団法人日本体育協会、独立行政法人
- (15) 利益計上法人 所得金額が正(利益)である法人(年2回以上事業年度をもつ 法人については、いずれかの事業年度の所得金額が正である法人) をいう。
- (16) 欠損法人 所得金額が負(損失)又は0及び繰越欠損金を控除した結果、 所得金額が0となった法人(年2回以上事業年度をもつ法人につ いては、すべての事業年度が欠損となった法人)をいう。
- (17) 連結親法人 法人税法第4条の2 (連結納税義務者) の承認を受けた同条に 規定する内国法人をいう。
- (18) 連結子法人 連結親法人による完全支配関係 (発行済株式又は出資の全部を直接又は間接に保有される関係) がある内国法人をいう。
- (19) 連 結 法 人 連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人をいう。

# 7 業種等の分類

会社等の業種は「日本標準産業分類」を基に17分類し、企業組合、相互会社及び医療法人を「その他の法人」として、合わせて18分類している。

去人を「その   業 種		·八」 名	8 L ( ,	産	2 (10)	業	<del>(10)。</del> 分	 類
			alle vite	-	\			
,, , , , , , ,	産	業		林業、	漁業、	水産養殖	直業	
鉱		業	鉱業	. —— NIIC	75th 17.1	NIC	on. 144 NIC	
建設		業	総合工	.事業、	職別工	事業、調	没備工事業	
製造		業	t.	. Alle	. 800 - >	_ 11 _ 144	. / // #1     #1 \1	i. Mz
繊維 継	工	業			,		維製品製造	
化学	工	業						、石油製品·石炭
Ari. Arri A		مللد						二石製品製造業
鉄 鋼 金							金属製品製	
機械	工	業						造業、情報通信機
					き、 電子	・部品・ア	・ハイス製業	告業、輸送用機械 
	生山 、小	· 41/2-	器具製		- &H 101	なコ 小川 生山	\\ \ <del>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</del>	
食料品						・飼料製		
出版目		業				刷・同関	<b>建</b> 兼	
その他は		主来業		外の製		继,去吧	<b>学</b> 知	飲食料品卸売業、
即	1	未		,		.,,	, . –	
				卸売業			印光未、傚	<b>灰船兵即光未、て</b>
   小	:	業				物•老眼	<ul><li>・ 飲の回り。</li></ul>	品小売業、飲食料
) 1. )r	1	*						具・じゅう器・機械
						の小売		
料理飲食	旅館	業				食店、往		
金融保								資業等非預金信用
		<i>&gt;</i> /C						金融業,金融附帯
			業、保		., 1., 2		>/ <b>C</b> 1113 / 24 / 14	
不動	産	業			、不動	産賃貸	業・管理業	
運輸通信		業						送業、水運業、航
			空運輸	ì業、倉	庫業、	軍輸に附	帯するサー	-ビス業、通信業、
			放送業	、電気	業、ガ	ス業、熱	熟供給業、	水道業
サービ	、ス	業	情報サ	ービス	業、イ	ンターネ	マト付随さ	ナービス業、映像・
			音声•	文字情	報制作	業(新聞	引業、出版 🤋	業を除く)、医療
			業、保	:健衛生	、社会	保険·	土会福祉・	介護事業、学校教
			育、そ	の他の	教育,	学習支援	養業、専門サ	ーービス業、学術・
			開発研	究機関	一、洗濯	<ul><li>理容・</li></ul>	美容・浴場	業、その他の生活
			関連サ	ービス	業、娯	楽業、廃	棄物処理業	芝、自動車整備業、
			機械等	修理業	、物品	賃貸業、	広告業、	その他の事業サー
			ビス業	、その	他のサ	ービス	業、分類不	能の産業
その他	の法	人	企業組	合、相互	会社、图	医療法人		